－建物をお持ちのみなさまへのお知らせ－

建物の適切な管理のお願い

あなたの大切な資産を守るために

- 建物とともに、敷地内の草木等の管理もしましょう
- 空き家をお持ちのかたは、ご近所の迷惑にならないように管理をしましょう

空き家の管理をおこたると…

空き家を放置してしまうと建物の老朽化が進み、倒壊の危険性がある等著しく危険な状態になる可能性があります。そうした空き家でも住宅用地の特例により固定資産税の課税標準額が評価額の６分の１または３分の１（都市計画税は３分の１または３分の２）となっていますが、**管理不全空家等として、適切な措置をとるよう勧告を受けた空き家の土地については、この軽減措置が受けられなくなります。**

そのまま放置すれば
特定空家等に該当する
おそれのある
「管理不全空家等」

勧 告 →

【住宅用地の特例】
評価額の ~~1/6~~ または ~~1/3~~

解除されてしまいます！

春日部市内に空き家をお持ちの方へ

空き家は放置すれば様々な悪影響が生じる一方、早期の活用を図ることで資産にもなります。

専門的な相談が必要な場合は適切な専門家がいる団体をご案内します。空き家の管理等にお困りの場合はご連絡ください。

［上記に関するお問い合わせ先］　春日部市　都市整備部　住宅政策課
〒344-8577　春日部市中央七丁目２番地１　電話：048-736-1111（代表）
048-796-8159（直通）

市の補助制度を使って 耐震診断・耐震改修を！

春日部市では、昭和５６年以前に建築された住宅等の耐震診断および耐震改修工事に要する費用に対して補助制度を設けています。

空き家の場合も対象になりますので、ぜひご利用ください。

［お問い合わせ先］都市整備部　建築課　電話：048-736-1111（代表）
048-796-8046（直通）

（裏面もご覧ください）

空き家の有効活用・流通促進

春日部市空き家リノベーション助成制度

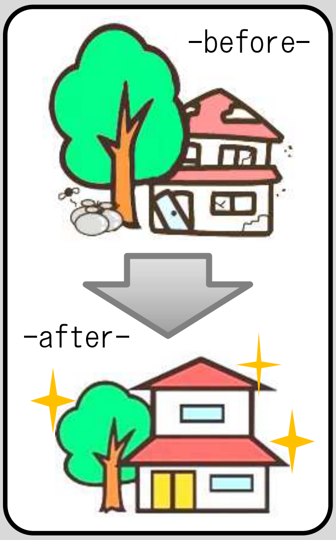

空き家の所有者（個人の所有に限る）または購入者が、空き家に居住または店舗として使用するため改修工事を行った場合、その費用の一部を補助します。

また、新たに、空き家等の発生を抑制するため、老朽化した空き家の除却に対する補助制度を追加創設しました。

【対象】５０万円以上の除却工事【補助金】最大２５万円

上記掲載の制度には、各種条件があります。
詳しくは市公式ホームページよりご確認ください。

「春日部市空き家バンク」とは？

「空き家を売りたい・貸したい所有者等」と、「空き家を買いたい・借りたい利用希望者」とをマッチングさせるものです。

空き家バンクに登録した物件は、インターネットで公開され、全国の人が見ることができます。

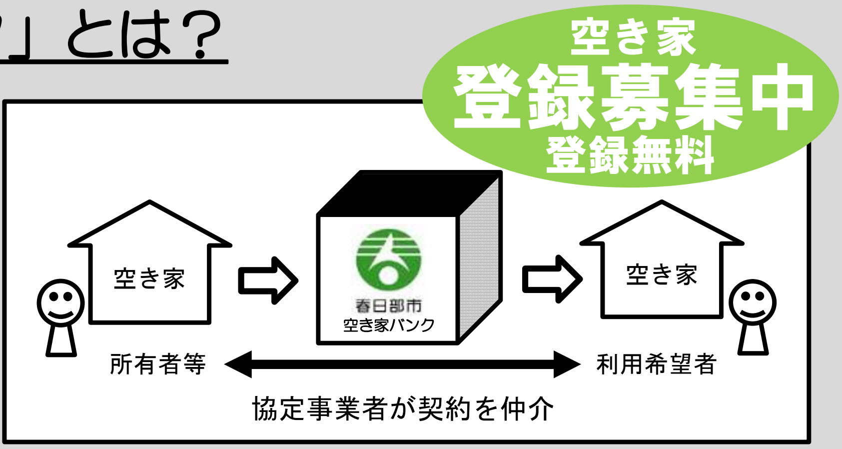

なお、利用希望者との間で契約を締結した場合は、協定事業者へ所定の仲介手数料を支払う必要があります。登録条件等については、お問い合わせください。

詳しくは市公式ホームページよりご確認ください。

空き家の譲渡所得の3,000万円特別控除

被相続人の居住の用に供していた家屋を相続した相続人が･･･

① 家屋と土地を譲渡した場合
② 家屋を取り壊した後の土地を譲渡した場合

➡ **譲渡所得から3,000万円を特別控除する特例措置です**

【主な適用条件】
- 相続発生日から３年を経過する日の属する年の12月31日までに譲渡すること
- 昭和56年５月31日以前に建築された家屋（区分所有建築物を除く。）であること

※ 特例措置の適用にはこの他にも各種条件があるので、
詳しくは国税庁のホームページ等でご確認ください

※ このお知らせは全ての固定資産税・都市計画税納税通知書に同封させていただいております